

## 目 次

## 第1編 負担法に基づく災害復旧事業

負担法に基づく災害復旧事業	3
第1 災害報告、採択基準、適用除外	4
1 災害報告	4
(1) 災害速報	4
(2) 災害報告	6
2 採択基準	15
3 適用除外（工事費の下限、一箇所工事を含む。）	19
(1) 工事費の下限、費用対効果、維持工事	19
(2) 設計の不備等	23
(3) 維持管理義務の不履行	23
(4) 漁港の埋そく	24
(5) 天然海岸の欠壊	27
(6) 災害復旧事業以外の事業の工事施工中	28
(7) 小規模な施設	29
(8) 一箇所工事	30
第2 査定	36
1 復旧工事	36
(1) 原形復旧、原形に復旧することが不可能な場合	36
(2) 原形に復旧することが著しく困難又は不適當な場合	38
① 地形地盤の変動、被災施設の除却及び施行上の困難、再度災害	38
② 砂止め工の設置	40
③ 波浪の取れん、背後地に集落地等	41
④ 近隣の改修工事、一定計画	42
⑤ 越波、越流のための被災	44
⑥ 栈橋等の木造部分の被災	45
⑦ 連続する一連の施設との整合性	45
2 自然環境の保全に配慮した復旧工法	51
3 他の事業の計画区域内の災害	54
4 他省と関係のある施設に係る災害	60
5 協議設計工事	61

6	保留工事	62
7	失格又は欠格	63
8	机上査定	64
9	消波工等の被災認定基準	65
10	査定の必要書類	67
第3	事業の内容、応急工事	78
1	事業の内容	78
(1)	公共土木施設、事業主体	78
(2)	事業費（工事費、事務費）	82
2	応急工事	85
第4	国庫負担率	94
1	地方公共団体による事業の負担率	94
2	直轄事業に対する地方公共団体の負担率	98
第5	国庫負担申請、決定	99
1	国庫負担申請、目論見書及び設計書（工事雑費を含む。）	99
2	設計単価及び歩掛の協議	125
3	災害復旧事業費の決定	128
4	内転属及び内未成	129
第6	工事の実施	133
1	実施計画	133
2	設計の変更又は事業の廃止	137
(1)	設計の変更	137
(2)	事業の廃止	147
3	合併施行工事	150
4	分割施行工事	155
5	増破工事、手戻り工事	156
6	施越工事	159
第7	国庫負担金の交付申請	160
1	国庫負担金の交付申請	160
2	緊急な災害復旧事業	169

第8 災害復旧事業の成功認定等	171
1 災害復旧事業の監督	171
2 災害復旧事業費の精算、成功認定	172
3 負担金の還付、剰余金の処分	180
4 残存物件	182
第9 市町村の災害復旧事業費、指導監督事務費、法定受託事務	184
第10 書類の整備	191

## 第2編 漁港関係災害関連事業

第1 共通事項	197
1 事業概要、補助率、調査指導監督費の算定	197
2 補助金交付申請	201
3 補助金交付決定変更申請	206
4 事業計画の変更、事務費算定率	210
5 遂行状況報告、実績報告、終了報告	211
第2 漁港災害関連事業	217
1 工事費の制限	217
2 採択基準	218
① 被災箇所及び接続する未災箇所の改築等	218
② 越波、越水防止のための胸壁工等の設置	219
③ 航路等の埋そく防止、堤防のかさ上げ、土砂堆積、波力減殺の工事	219
④ 一定計画による改良、法線変更、可動橋の引揚装置、木造施設の被災	220
3 新規災害関連事業等の取扱い	221
4 災害関連事業の申請	222
5 災害関連事業の決定（現地調査、ミニ関連制度）	224
6 補助率差額	226
第3 災害関連漁業集落環境施設復旧事業	231
1 災害報告	231
2 事業内容	232

3	採択基準（工事費の下限を含む。）	234
4	事業の申請	235
5	事業の調査、保留工事	237
6	事業の採択	241
7	事業計画の変更	242
8	増破等の取扱い	243
9	経費の内容（工事費、事務費）	243
第4	災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業	246
1	事業内容	246
2	採択基準（事業費の下限を含む。）	247
3	状況報告	250
4	応急対策	251
5	関係者間の調整、事前協議	251
6	事業主体、事業の申請、事業の採択	253
7	経費の内容（工事費、事務費）	258
8	手続きフロー	259
<b>第3編 直轄事業</b>		
第1	北海道における直轄漁港災害復旧事業	263
1	直轄漁港災害復旧事業の範囲	263
2	災害報告	264
3	災害調書の提出	267
4	事業の積算	270
5	現地調査、事業費の決定及び通知	271
6	事業の施行	273
7	設計変更	277
8	工事の施行中又は着手前の災害に係る事業の取扱い	278
9	緊急復旧事業の取扱い、事務の整理	279
10	直轄事業に対する地方公共団体の負担率、負担金の徴収	283
第2	東日本大震災に係る特定災害復旧等漁港工事等	289
1	事業の内容	291

2	要請書の提出等	292
3	事業費の積算	294
4	負担金の取扱	295

## 第4編 暫定法に基づく災害復旧事業

	暫定法に基づく災害復旧事業	299
第1	災害報告、事業の内容	300
1	災害報告	300
	(1) 漁業用施設	300
	(2) 共同利用施設	303
2	事業の内容	305
	(1) 漁業用施設	305
	(2) 共同利用施設	312
第2	採択基準	318
1	漁業用施設	319
2	共同利用施設	323
第3	査定	327
1	漁業用施設	327
	(1) 復旧工事	327
	① 原形復旧	327
	② 原形復旧不可能な場合の工事	330
	③ 原形に復旧することが著しく困難又は不適當な場合の工事	330
	a 地形地盤の変動、施行上の困難	331
	b 砂止め工の設置	332
	c 波浪の取れん、一定計画、越波、越流のための被災	335
	d 接続する一連の施設との整合性	336
	e 背後地に集落地等、近隣の改修工事、栈橋等の木造部分の被災	338
	(2) 他事業で計画又は施行中の区域内における災害	341
	(3) 過年災害との重複採択防止	346
	(4) 失格又は欠格	346
	(5) 緊急順位、机上査定	348

(6) 自然環境の保全に配慮した復旧工法	348
(7) 協議設計工事	351
(8) 保留工事	351
2 共同利用施設	353
(1) 机上査定	353
(2) 保留	354
3 査定の必要書類	356
(1) 査定時の必要書類	356
(2) 査定後の必要書類	357
① 漁業用施設	357
② 共同利用施設	363
第4 補助率	368
1 一般の補助率	368
2 補助率増高の申請	368
3 連年災害における補助率	371
4 緊急な災害復旧事業	373
第5 計画概要書等の提出、経費の内容、応急工事費	377
1 計画概要書等の提出等	377
(1) 漁業用施設	378
① 計画概要書等の提出	378
② 設計単価及び歩掛りの協議、事業費目の内容（工事雑費を含む。）	386
(2) 共同利用施設	396
① 計画概要書等の提出	396
② 設計単価及び歩掛りの協議、災害復旧事業費の算定	399
2 経費の内容（工事費、事務雑費）	405
(1) 漁業用施設	405
(2) 共同利用施設	406
3 応急工事費	409
(1) 漁業用施設	409
(2) 共同利用施設	412
第6 災害復旧事業費の決定	415
1 災害復旧事業費の決定	415

2	内未成又は内転属	415
第7	計画概要書等の変更	418
1	漁業用施設	419
2	共同利用施設	422
第8	補助金の額の決定、補助金交付申請	424
1	事業費	424
(1)	当該年度の額の確定、補助金交付申請	424
①	漁業用施設	425
②	共同利用施設	428
(2)	事業計画の変更承認	432
(3)	遂行状況報告等	435
2	漁業用施設の調査指導監督費	439
(1)	経費の内容、補助率	439
(2)	補助金交付申請	441
(3)	事務費計画の変更承認	444
(4)	遂行状況報告	446
(5)	実績報告	447
第9	事業の中止、事業成績書等の提出、しゅん功認定	451
1	事業の中止	451
2	事業成績書等の提出、しゅん功認定	451
(1)	漁業用施設	455
(2)	共同利用施設	458
第10	補助金の返還、事業の監督等	463

## 第5編 激甚災害

第1	激甚災害及び適用すべき措置の政令指定	469
第2	公共土木施設に関する災害復旧事業	480
1	対象事業、主務大臣の告示	480
2	特別財政援助額	481

第3	共同利用施設に関する災害復旧事業	487
1	政令で定める地域、農林水産大臣の告示	487
2	補助の特例	492
第4	その他の措置	495
1	水産動植物の養殖施設に関する災害復旧事業	495
2	共同利用小型漁船の建造	498
<b>第6編 設計委託費</b>		
第1	対象事業	503
第2	補助対象経費	506
1	補助対象経費の算出方法	506
2	補助対象経費の下限	507
3	補助率	507
4	補助金交付申請	509
5	実績報告	513